明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（**総務**一）　一

○第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（**同**二）　一六

〔告　示〕

○電気通信事業法第三十三条第一項及び電気通信事業法施行規則第二十三条の二第一項の規定に基づき電気通信設備を指定する件の一部を改正する件（**総務**四）　四二

○衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について異動の届出があった件（**同**五）　四三

○衆議院比例代表選出議員の選挙における名簿登載者の選定の手続について異動の届出があった件（**同**六）　四三

○令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を公表する件の一部を訂正する件（**中央選挙管理会**一）　四三

○衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について異動の届出があった件（**同**二）　四四

○生物学的製剤基準の一部を改正する件（**厚生労働**九）　四五

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　四六

特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、企業年金基金合併・変更関係　八五

地方公共団体
教育職員免許状失効関係　八六

会社その他
会社決算公告　八六

省令

○総務省令第一号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年一月十四日

総務大臣　武田　良太